

別紙 2

高額な外来診療を受ける皆様へ

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、平成 24 年 4 月 1 日からは、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）を提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

○減額認定証をお持ちの方へ

平成 24 年 3 月 31 日以前に交付された減額認定証をお持ちの方は、経過措置を設けており、記載されている有効期限（平成 24 年 7 月 31 日）まで使用することができます。

○減額認定証をお持ちでない方へ

区分（低所得）Ⅰ、区分（低所得）Ⅱに該当する方で、減額認定証をお持ちでない方は、お住まいの市町村後期高齢者医療担当課へ事前に交付申請を行い証の交付を受けることができます。

*区分（低所得）Ⅰとは

同一世帯の全員が住民税非課税で、かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が 0 円となる世帯に属する方（年金控除額を 80 万円として計算）

*区分（低所得）Ⅱとは

同一世帯の全員が住民税非課税の世帯に属する方

お問い合わせ先：〒904-1192 うるま市石川石崎 1 丁目 1 番

沖縄県後期高齢者医療広域連合

管理課（TEL098-963-8012）

事業課（TEL098-963-8013）

お住まいの市町村役所（場）の後期高齢者医療担当課までお問い合わせください